別居後に子から引き離された親の受ける心理的苦痛

連れ去りや面会交流の拒絶による有害な心理的影響

2017.11.21

石垣秀之（株式会社 i プロデュース）

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

研究に至る個人的背景

- 2006年、以前SCとして関わった生徒が継父に刺殺される。
- 同時期、SCとして相談を受け、面会交流を停止した児童の行動が悪化していく様子を観察。
- 2011年～、児童養護施設併設校でSC勤務。被虐待児の発達障害的行動と両親に対するアンビバレントな感情を観察。
- 2012年、（株）ｉプロデュース設立。震災被害者のみならず、DV被害等のトラウマを抱えるクライアントを中心に心理療法（EMDR、臨床動作法、TFT等の技法がメイン）開始。
- 同年以降、乳幼児健診（3歳半健診）心理士。一人親家庭、被虐待幼児の発達・行動、虐待親の行動・態度を観察。
- 2016年、子どもの虐待について裁判上の証拠とするための技法であるChildFirst司法面接研修を修了。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

社会的背景・現状の問題点

- 歴史
- 国際認識と日本の現状
- 法律の不備
- 専門家の専門的知識の不足

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

家制度・戸籍制度

- 家制度とは、封建時代から続く拡大家族的な、情報把握、管理、相続システム。
- 戸籍制度とは、明治31年制定の「民法」で定められた家族制度であり、戸主に、家族にかかる権利を集中させ（家督）、家の財産を引き継ぐシステム。日本人は一つの戸籍に入っており、通常、女性が結婚すると元の戸籍から夫の戸籍に移る。
- 現在、戸籍制度を国民登録機能としているのは日本のみ。その他は、個人として情報管理されている。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

親権

- 明治民法における親権は、「子はその家に在る**父の親権に服す**」とされ「父が知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき又は親権を行うこと能わざるときは家に在る母これを行う」とされており、父を第一に、母を第二位の親権者としていた。
- 戸主たる父が親権を有しており、**そもそも母には親権がなかった**。離婚時に妻は夫の戸籍から離れるため、家族ですらなくなった。母の死による財産分与もない。
- 親権の内容は、従来支配的な側面のみであったが、子を育てる義務としての側面も重視されるようになってきた。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

女性の権利向上と母親優先の原則

- 高度経済成長期までには、子ども（特に乳幼児期）は、母が側に居て育てた方が良く、**子どもは「家」のものから、「母」のものという社会認識**が定着していった。
- アメリカでは1970年代には離婚が増加し、離婚後の子育てについての心理・社会学的研究によって共同親権や面会交流の重要性が理解され、普及した。養子縁組の研究なども盛んに行われ、愛着が生物学的母に対してのみ生じるのではなく、父に対しても、また養父母に対しても形成可能であると示された。
- 母親優先の原則は、やがて母性優先の原則と考えられるようになった。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

児童の権利条約

- 「この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況におかれている児童がいるという現実に目を向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10年間にわたって行われた審議の成果です。**この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています**。」

外務省ホームページ

※日本は平成6年に批准

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

第9条：親子不分離の原則

３．締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に**父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利**を尊重する。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

第18条：共同養育責任

1　締約国は、**児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する**という原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

民法改正　766条

- 平成２４年４月１日施行
- 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

ハーグ条約

- 平成２６年４月１日施行
- ハーグ条約は，国境を越えた子どもの不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること）や留置（例：一方の親の同意を得て一時帰国後，約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないこと）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして，**子どもを元の居住国に返還する**ための手続や**国境を越えた親子の面会交流の実現**のための締約国間の協力等について定めた条約です。日本人と外国人の間の国際結婚・離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず，日本人同士の場合も対象となります。

外務省

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

児童福祉法改正　第1条

- 平成29年4月1日全施行
- 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

DSM-5　片親疎外等についての記載

- 【v61.29両親の不和に影響されている児童】
- 　**両親間の関係の不和**（例：著しい衝突、苦痛、侮辱）が、子どもの精神疾患や他の医学的疾患への影響を含めて、その家族内の**子どもに悪影響を及ぼしている場合**に用いられるべきである。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

DV法の不備・問題点

- 裁判所は相手方の反論を聞かずに保護命令を発することができる。
- 保護命令が発せられた場合、1週間という短い期間内に即時抗告しなければ確定。虚偽の暴力被害によるものでも、もはや保護命令の取消を求めることはできなくなる。
- 「虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処される」、とされていますが、保護命令が出された場合の社会的・経済的損失と全く釣り合いが取れていないため、弁護士によってはDVと認められない程度の夫婦喧嘩であっても保護命令を申し立てるように教唆する者がいる。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

弁護士の問題点

- 弁護士倫理や児童の権利条約に反し、連れ去りや引き離しを教唆（少なくとも予見される危険を放置）する弁護士が少なくない。
- 例：「被懲戒者は、同日、上記保育園からの移動においてAがBを連れ去ったことについて、上記危険を予見していたにもかかわらず、AによるBの連れ去りを防止するための十分な対応を取らなかった。」

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

家庭裁判所の問題

- 初めの連れ去りについて不問にする傾向が極めて高い。
  例：「違法性があるとまでは言えない。」
- 連れ戻しに関しては、積極的に不当性・違法性を認める傾向が極めて高い。
  例：「違法不当な自力救済によって安寧な生活を壊した。」
- 監護評価能力が低い。家庭裁判所調査官の調査の限界の存在。
- **父母の監護能力を比較せずに、現同居親の監護を優先する傾向が極めて高い。**
  例：「申立人には一定の監護者適格が認められるものの、現監護環境を変更する必要があるとまでは認められない。」

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

医療・心理・福祉・教育関係の虐待幇助

- 相談者の話をそのまま信用する傾向がある。
- 被害を訴える者の話を聞き、**加害者とされる者の訴えを聞かずに加害行為を断定（診断）する**ことが多い。
- 診断書や学校の記録が悪用され、子が別居親から引き離される。
- 例：司法面接者が実父の女児に対する性的虐待の証言を誘導。
- 例：宿泊面会後に女児が成人女性の裸の絵を描いたことをもって、実父からの性的虐待があったと児童相談所に通告→児相では、同居母の意図を見抜けず保護（医療機関）→成人女性による性的虐待ではなく実父による性的虐待であると思い込み、面接するも何ら確認できず。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

子を連れ去られた親の受ける影響

- 離職や**自死に至りうるメンタル不調**。
- 面会交流時の心中、殺人事件への発展
  - これをもって面会交流が危険であると主張されることがありますが、一人親による虐待死や新たなパートナーによる虐待死の危険を上回るものではありません。
  - 殺人を犯す程度に危険だから離すべきなのか、離した結果として殺人を犯す程度のメンタル不調が生じるのか事例ごとに判断すべき。
- 社会的な偏見
- 自分の子どもを育てるという生物学的欲求や、基本的な権利の侵害

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

研究の目的

- 一方的に子と引き離された親が受ける心理的な影響について調査し、その機序と支援の必要性を検討する。
- 少なくとも臨床心理士が精神的DVを幇助する現状を改善する倫理的義務があるのではないか。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

方法

- 「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」にて、子と引き離されている親を対象とした心理的セルフケア研修を実施した。
- その場で、IES-R（**PTSD評価**尺度）、QIDS-J（日本語版自己記入式・簡易**抑うつ症状**尺度）、自由記述を含むアンケートの協力を依頼し、34名から回答を得た。
- なお、IES-RとQIDS-Jについては、想起可能な場合には、子と引き離されて以降一番大変だったと思われる時期についても回答するよう依頼した。
- 対象人数の少なさ、コントロールグループの欠如、セルフケア研修参加者であるというバイアスから比較検討のための統計処理は行わない。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：回答者

- 実父29名、実母5名の構成、29名が合意なき別居（いわゆる連れ去り）であった。
- 子どもとの別居が1年未満は6名、1年以上が27名（1名回答なし）であった。

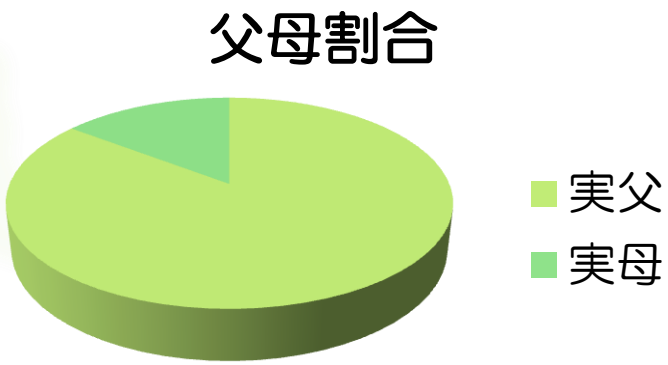

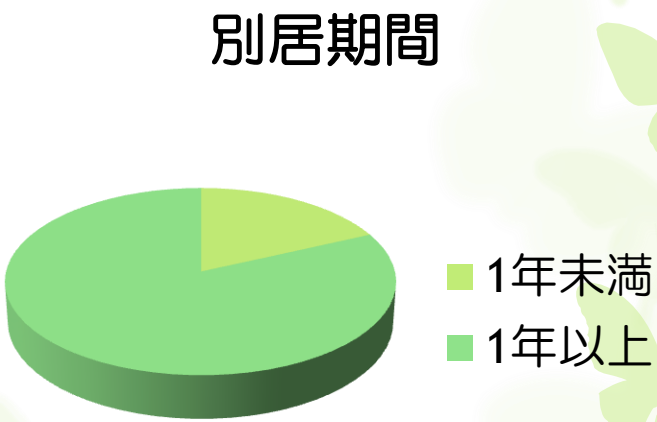

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：PTSD傾向

IES−R過去	IES−R現在
55.4	32.7

- IES-R過去の**回答者は18名であり、うち17名がカットオフ（24/25）を上回っていた**。
- IES-R現在の回答者は31名であり、うち21名がカットオフを上回っていた。→**現在でも3分の2がPTSD症状**を有すると思われる。

当時のトラウマ反応

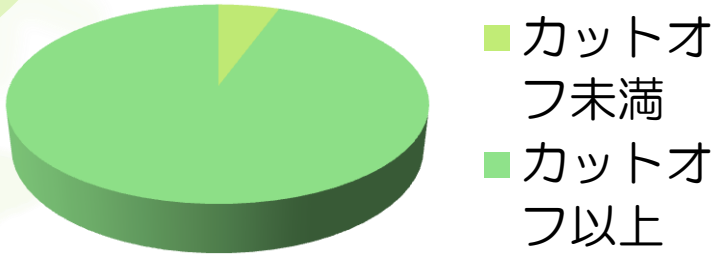

現在のトラウマ反応

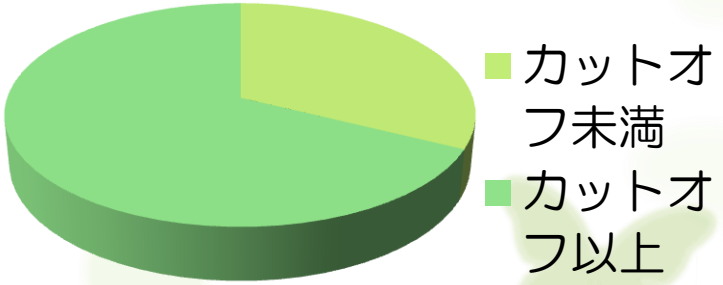

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：抑うつ傾向

QIDS-J過去	QIDS-J現在
19.2	9.1

- QIDS-J過去の回答者は18名であり、うち1名が0－5点（正常）、1名が6－10点（軽度）、2名が11－15点（中等度）、**5名が16－20点（重度）、9名が21－27点（最重度）**であった。
- QIDS-J現在の回答者は28名であり、うち8名が正常、11名が軽度、3名が中等度、**5名が重度**、1名が極めて重度であった。

当時の抑うつ状態

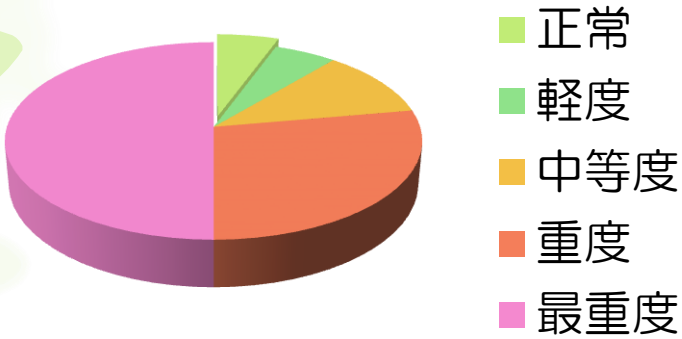

現在の抑うつ状態

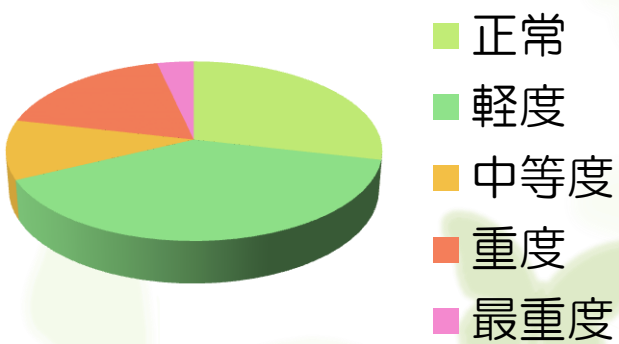

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：心理的影響

- 子どもを連れ去られる、子どもと会えないということは、子どもを愛する親にとって重大な心理的危機であり、心理的苦痛の大きさは、精神的DV被害者と同様である。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：希死念慮

	IES−R過去	IES−R現在	QIDS−J過去	QIDS−J現在
希死念慮あり	**60.9**	40.6	21.3 **最重度**	12.2 中等度
希死念慮なし	51	29	17.8 重度	7.3 軽度

- トラウマ反応が強かったもの、抑うつ症状が強く現れたもの、希死念慮を抱きやすい可能性。
- あるいは希死念慮を抱きやすいものは、トラウマ反応を生じやすく、抑うつになりやすい可能性。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：面会交流の頻度の影響

	IES−R過去	IES−R現在	QIDS−J過去	QIDS−J現在
面会なし	52.3	32.6	20.25	12
月2回以下	55.3	34.2	18.5	8.2
月3回以上	69	**14.5**	23	9

- 面会交流が増えると、PTSD症状が改善されやすい可能性。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：法的争訟の有無の影響

	IES−R過去	IES−R現在	QIDS−J過去	QIDS−J現在
法的争訟あり	55.6	34.6	18.9	9
法的争訟なし	54.3	**25**	21.5	9.5
法的争訟なしかつ面会あり	59	**24**	23	11.5

- **法的争訟にならないと（申立てないと）、PTSD症状が改善されやすい**、あるいはPTSD症状があると法的争訟を申し立てる可能性。
- 一方、その影響は面会交流の影響より弱い。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：法的争訟の結果の影響

	IES−R過去	IES−R現在	QIDS−J過去	QIDS−J現在
係争中かつ面会なし	54	36	22	17
係争後かつ面会なし	56	39	19.5	12.5
係争後かつ面会あり	59.3	32.1	18.8	6.7

- 法的争訟があると、PTSD症状が改善されにくいが、法的争訟によって面会交流ができるようになると、抑うつ傾向が改善される可能性がある。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

結果：アンケートから

- **3人に1人**の割合となる11名（アンケート有効回答数は33名）が、**希死念慮**を経験したと答えた。
- 1名を除く回答者全員が身体的な苦痛あるいは睡眠に関する困難を経験したと答えた。
- アンケート回答者の多くが、子と引き離されたことのみならず、**調停・審判等における相手方等とのやりとり**や**司法関係者等の対応**、ならびに**法の運用**等の問題を苦痛としてあげた。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

考察：結果から

- 一方的に子と引き離された親は、**重大な心理的危機に陥る危険性がある**と思われ、離婚や別居時のストレスという解釈に留まらない理解と、トラウマケア・抑うつ対応といった視点での心理支援（**緊急支援・被害者支援**）が必要であり、昨今の離婚件数や調停・審判数の増加から**自死予防対策**としても取り組む必要があると思われる。
- 虚偽DVを訴えること、正当な理由なき子どもの引き離し等は、**精神的DVである**と考えられ、法案に明記する等による社会的啓蒙と当事者への専門家による心理支援が必要であると考えられた。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.

考察：提言

- 「子どもに会えないのはあなたにも責任がある」と言わんばかりの司法判断は、「レイプされた側にも落ち度がある」という主張と同義であり、連れ去られ親に対する**司法によるセカンドレイプ**であり、直ちに改善されるべき。
- 臨床心理士が、離婚問題や夫婦間葛藤に関与する場合には、その対応によって、親子が断絶され、一人の人間の**人生においてかけがえのない子育て経験を奪う危険性**があることを知るべき。

Copyright(C) 2017 i produce. All Right Reserved.